

答 申 第 9 5 号
令和6年1月5日

青森県病院事業管理者 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年3月30日付け青病第1205号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

共同経営・統合新病院整備調整会議の会議資料及び会議記録についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、別紙 1 の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙 1 の 2 (1) に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。令和 5 年 3 月青森県条例第 9 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号に該当する部分として不開示としたことは理由の提示に不備がある違法なものであり、当該部分を不開示としたことは取り消すべきであり、本件請求会議記録（本件請求文書のうち、共同経営・統合新病院整備調整会議の会議記録であって、第 1 回及び第 2 回の各会議に係るものをいう。以下同じ。）として別紙 1 の 2 (2) に掲げる文書（以下「本件対象会議記録」という。）を特定したことは妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 5 年 2 月 3 日、実施機関に対し、条例第 5 条の規定により、本件請求文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件対象文書を特定した上で、その一部が条例第 7 条第 3 号又は第 6 号に該当するとして、令和 5 年 2 月 17 日、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 3 月 2 日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示処分（ただし、条例第7条第3号該当情報は除く。）を取り消し、不開示とした箇所について開示するとの決定を求める。加えて、第1回共同経営・統合新病院整備調整会議（以下「第1回会議」という。）及び第2回共同経営・統合新病院整備調整会議（以下「第2回会議」という。）の会議録を改めて特定し直し、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処分庁は「開示しない理由」欄に「別紙のとおり」とだけ記載し、別紙には「該当条項」欄に単に「条例第7条第6号」とだけ記載し、具体的な不開示理由の記載、明示はされていない。

イ 条例第7条第6号はア) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、イ) 公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、ウ) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと3つの要件を示している。したがって、処分庁においては、単に「条例第7条第6号該当」とするだけでは足りず、前記ア)～ウ)のどれに該当するのかを明示することが必要であった。

ウ 青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号。以下「行政手続条例」という。）第14条第1項柱書によれば、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならず、同条第3項は不利益処分を書面でするときは、書面により示すことを義務付けていることからすれば、行政手続条例の運用上、処分庁による決定通知書への記載には疑義が生じるものである。

エ 不利益処分に係る理由の提示についてはいくつかの判例があるが、例えば最判昭和54年4月19日民集33巻3号379頁（青色申告についてなされた更正処分）は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保し、その恣意を抑制することを挙げている。そして、最判昭和38年5月31日、最判昭和47年3月31日は、理由が示されない場合には、処分自体の取消しを免れないと判示している。また、最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁では、理由の提示について「行政手続法14条1項本文が、

不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」と判示している。したがって、本件の場合も、前述のとおり、条例第7条第6号に記載された不開示要件のどれに該当するのかについて具体的に示されなければならないことになるが、処分庁においてなすべきことをしていないのであるから、その不利益は処分庁において負わなければならない。

オ 開示された本件対象会議記録によって検証できるのは、原案どおり承認されたことや県・市それぞれこの内容で事務局から知事・市長へ報告するなどだけである。例え原案どおり承認されたとしても、出席者から看過できないような意見が出されたり、注意すべき内容が含まれていたりするのは通例である。したがって、事後に検証できる程度には記録がとられていることは想像に難しくなく、社会通念上、それら記録は、媒体はともあれ、組織的に用いられるものとして処分庁において保有されていると解すべきである。そうでなければ事後に客観的に検証できないことにもつながりかねない。

(2) 反論書

単に条項だけを提示して処分するのは失当というほかなく、最高裁の判例に照らしても本件処分は認められず、直ちに撤回されるべきである。

しかしながら、処分庁が弁明書において明らかにした処分理由についても念のため検討する。

ア 新病院の建設場所などについて時期尚早の段階で公表された場合には、投機的な動きが、また、これから設置するであろう新病院で働く職員の身分・待遇・体制に関する情報なども公開された場合に労働者や労働組合等から様々な働きかけなどがあることは予想されなくもない。しかし、共同経営・統合新病院整備調整会議は「県立中央病院と青森市民病院とのあり方に関する基本方針」に基づき、青森県と青森市による共同経営・統合新病院の整備に向けた調整を行うために設置された会議（共同経営・統合新病院整備調整会議設置要綱第1条）であり、その新病院は「「青森地域保健医療圏における中核病院」「県全域を対象とした高度、専門、政策医療の拠点病院」」（共同経営・統合新病整備に係る基本的事項、新病院の方向性・コンセプト）であることからすれば、青森市民のみならず、青森県民らがその議論の内容に高い関心を持つことは当然のことである。

イ 新登記所適正配置計画の不開示決定に対する審査請求に対して、国の情報公開審査会が「不確定な本件統廃合計画に対し、国民が、どのように考え、反対運動等をするかどうかを含め、どのような行動をとるかは、それぞれの自由な意思に基づき、それぞれの責任において合理的に判断し、決定されるべきものであって、本件統廃合計画を不開示としなければ保護することができないような重大な混乱に至るものとは考え難く、これをもって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第5号に規定する「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると認めることはできない。」との判断を行っている。

ウ 青森県地域医療構想調整会議の会議資料、会議要旨等は青森県のホームページに公開されている。これらのことに照らしても、本件処分は明らかに不合理というべきである。

(3) 意見書

ア 青森県文書取扱規程第3条は「職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしなければならない。」ことを文書の取扱いの原則としており、同第74条は「職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」ことを責務として義務付けている。

しかるに、会議録は作成していないという。そうであれば、後世になって処理経過は明らかにならず、検証することもできないことにつながりかねず、明らかに同規程に反する不作為である。

このことについては、2022年12月7日開催の「令和4年環境厚生委員会」において「議事録は作っていただくよう」要請され、その後開催の会議においては作成することを処分庁は議会において約束している。

以上のことからすれば、会議録が作成されていないということは極めて考えにくいのであり、処分庁による恣意的な情報隠しすら疑われる。

仮に、会議録を作成していないというのであれば、上記は何を根拠に記載したものであるかを明示しなければならない。

イ 弁明書別紙No. 8について処分庁は「県と青森市との共同経営による統合新病院が、どの場所で、どのような姿でどのような診療を行うのかなどについては、県民等の重大な関心事であり、県民生活等に大きく影響する可能性が高いものであり、基本構想・計画の策定項目は、これらを具体的に示していくことになるものである。」と前置して、「仮に「基本構想・計画の策定項目」から最終的に示される「基本構想・計画」までに内容の変更が生じた場合には、県民等が「基本構想・計画の策定項目」の内容から想定した統合新病院と、「基本構想・計画」

に基づいて整備される統合新病院との間に乖離が生じることになり、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。」と主張する。

三村知事（当時）が統合新病院建設予定地を決めるための「検討対象地」として公表したのは2022年8月19日であった。しかし、これらのことによって、具体的にどのように県民等の間に不当な混乱が生じたというのであろう。処分庁はただ単に漠然と「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」とだけ繰り返して述べるだけである。

ウ 弁明書別紙No. 9について処分庁は「これらの事項を開示することにより、当該優先検討項目について当該スケジュールどおりに決定がされていくとの誤解や憶測を招き、仮に、事情変更等により、優先検討項目及び当該検討に係るスケジュールに変更が生じた場合には、統合新病院の整備に関し県民等にいたずらに不安や心配等を感じさせてしまう事態を招くこととなり、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。」と主張する。

しかし、一般的には計画を立てる時には、課題達成の目処を立てて行うのが通例であるところ、そのスケジュールは様々な事情で変更を余儀なくされることはままあることであろう。

本件の場合にもどのように「県民等にいたずらに不安や心配等を感じさせてしまう事態を招くこととなり、不当に県民等の間に混乱を生じさせる」というのかは不明である。

エ 処分庁は「第2回共同経営・統合新病院整備調整会議の資料3の「(1)基本構想・計画策定に当たり総合的に意見をいただく外部有識者等」の「○大学関係者」の項目の2行目の左から2つ目の「大学」の右の括弧の中」だけを特定して個人識別情報との不開示理由の追加を申し出た。

浦和地裁昭和59年6月11日判決は「情報公開条例一〇条四項は、非公開決定に理由付記を義務づけている。一般に法規が行政処分に理由付記を要求している趣旨・目的は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与えることにある。したがって、理由付記を欠いた処分が違法であることはもちろんであるが、訴訟段階になって、新しい処分理由を追加することを認めることは、処分時に理由を付さずに、あるいは、適当な理由を付しておいて、訴訟で争われてから初めて理由を付することを認めるに等しく、前記理由付記を要求した法の趣旨・目的を全く失わせることになり許されないと解すべきである。」と判示している。

また、横浜地方裁判所令和3年（行ウ）第29号行政文書非公開決定処分取消等請求事件は「本件条例10条3項の規定内容及び本件条例が行政文書の非公開決定通知書に理由の提示を要求した前示の趣旨からすれば、非公開決定の理由は、その相手方において当該通知書の記載自体から了知し得るものでなければならず、後の別途の説明によって、理由不備の瑕疵が治癒される余地がない上、本件処分における理由の提示の程度が十分であったか否かの判断に当たって後日の口頭説

明があったことを踏まえた事情を考慮することはできない。」としている。

したがって、本件理由の追加についてはそもそも認められるべきではない。

共同経営・統合新病院整備調整会議の庶務は、青森県病院局運営部地域医療課及び青森市民病院事務局総務課病院整備準備室で構成される合同検討チームにおいて処理するものとされている。そうすると、青森県病院局と青森市民病院事務局双方に係る付属機関と言えなくもない。一般的に、自治体の付属機関についてはその構成員がそれぞれのホームページ上に公開され、青森県ならびに青森市においても例外ではない。したがって、それら会議構成員について、外部有識者であるということをもって個人識別情報であると判断するのは極めて恣意的で、情報の公開に背を向ける処分庁による職権の濫用とも疑われる。同時に、条例第7条第6号該当と主張するのも同様である。

加えて、資料3の「(2)整備場所選定における外部有識者等」については「○整備場所選定における外部有識者等(案)」別紙1において公開されているが、この点との整合性にも欠ける対応というほかない。なお、資料3の「(1)基本構想・計画策定に当たり総合的に意見をいただく外部有識者等」のうち、○医療関係者と○住民・患者代表の氏名については個人識別情報に該当しないという主張にも齟齬の存在が疑われる。

また、付属機関に準ずる会議構成員の所属や氏名を公開することによってどのように具体的に個人の権利利益を侵害するというのであろうか、処分庁は単に個人識別情報該当性を述べるにとどまっている。

不開示理由を追加した場合は、不開示とされている他の個人識別情報との不開示理由の判断枠組みが不明であり、処分庁の不開示理由の追加については認められるべきではなく、不開示とする論拠にも欠けるものと言わざるを得ない。

オ 会議の進行に当たって、職員がその職務を遂行するためのメモ書きなどを含め記録をとっていないことはあり得ないのであって、それら記録は個人的なメモという以上に各整備調整会議での発言内容や指摘事項、その他を記載し、その後の作業を進めるために組織的な検討、調整を行なうための基礎となる書面というべきであり、行政文書の定義に該当し、したがって、本件対象文書に該当するものと言わなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件処分において条例第7条第6号の規定により不開示とした理由は別紙2のと

おりである。

- (2) 共同経営・統合新病院調整会議の会議録については、会議案件に係る検討結果をまとめた開催概要を作成してきたところであり、当該文書以外に特定する文書はない。

なお、令和4年12月7日開催の青森県議会環境厚生委員会における委員からの会議録を作成すべきとの意見を踏まえ、令和5年1月20日開催の同委員会において、同日以降に開催する共同経営・統合新病院調整会議については議事要旨を作成することに改めた旨を報告したところである。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

- (1) 外部有識者等への就任依頼（打診を含む。）について

ア 大学関係者については、令和4年8月中に就任を依頼し、同年9月5日までに承諾を得た。

イ 医療関係者については、令和4年10月中に就任を依頼し、同年11月14日までに承諾を得た。

ウ 住民・患者代表については、令和4年10月から同年11月にかけて就任を依頼し、同月7日までに承諾を得た。

- (2) 「第2回会議開催概要」の議題(3)外部有識者の選定等について

ア 「原案どおり承認されました。」とは、基本構想・計画の策定に当たり、統合新病院に求められる役割・機能等や整備場所に関して、総合的に意見をいただく分野及び整備場所に限定して意見をいただく分野に振り分け、それぞれの分野の外部有識者等について関係団体や専門家を設定した案に基づき意見聴取を行うことについて承認されたものである。

イ 「人選その他については、議長一任とし」の「人選その他」とは、外部有識者等の人選のほか、整備場所に関して意見聴取するテーマについてである。

ウ 外部有識者等の人選については、全員から承諾が得られた令和4年11月14日に決まったものである。

整備場所に関して意見聴取するテーマについては、第3回共同経営・統合新病院整備調整会議の通知に係る起案の決裁がなされた令和4年12月2日に決まったものである。

エ 「調整会議の構成員に報告することとしました。」とあるが、いつ、誰に対して報告したのかについて、総合的に意見をいただく分野の外部有識者等の人選については、第5回共同経営・統合新病院整備調整会議(令和5年1月13日開催)において、共同経営・統合新病院整備調整会議の構成員に対して対面で報告を行ったものである。

整備場所に係る分野の外部有識者等及び意見聴取するテーマについては、第3回共同経営・統合新病院整備調整会議(令和4年12月6日)(書面開催)において、共同経営・統合新病院整備調整会議の構成員に対して書面で報告を行ったものである。

3 弁明書別紙No. 8について

仮に「基本構想・計画の策定項目」から最終的に示される「基本構想・計画」までに内容の変更が生じた場合には、県民等が「基本構想・計画の策定項目」の内容から想定した統合新病院と、「基本構想・計画」に基づいて整備される統合新病院との間に乖離が生じることとなり不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。

4 弁明書別紙No. 9について

仮に、事情変更等により、優先検討事項及び当該検討に係るスケジュールに変更が生じた場合には、統合新病院の整備に関し県民等にいたずらに不安や心配等を感じさせてしまう事態を招くこととなり、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものである。

5 不開示とされた部分のうち、開示請求時点において、青森県病院局及び青森市民病院事務局が主管する記者発表等によって既に公にされていた情報はない。

6 第2回共同経営・統合新病院整備調整会議の資料3の「(1)基本構想・計画策定に当たり総合的に意見をいただく外部有識者等」の「○大学関係者」の項目の2行目の左から2つ目の「大学」の右の括弧の中を不開示とする理由について、次の理由を追加することとしたい。

(追加する不開示理由)

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当する。(条例第7条第3号本文該当)

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件処分においては不開示部分を開示しない理由の提示が足りない旨主張するところ、条例に基づく開示請求は、行政手続条例上の申請に該当することから、一部開示決定処分又は不開示決定処分では、行政手続条例第8条に基づき処分の理由を示す必要があり、また、提示すべき理由の程度としては、開示請求者が不開示理由を明確に認識し得るものであることが必要である。

この点、本件処分に係る決定通知書では、各不開示部分ごとに不開示の根拠となる条例の該当条項が記載されているのみであり、条例第7条第6号該当として不開示とされた部分については、審査請求人が不開示理由を明確に認識し得るものとはいえず、提示すべき理由の程度として十分でないことから、行政手続条例第8条に違反するものと認められる。

(2) 本件請求会議記録について

本件処分においては、本件請求会議記録として本件対象会議記録が特定され、その全部が開示されている。本件対象会議記録には第1回会議及び第2回会議の開催概要が記載されていることから、本件請求会議記録として本件対象会議記録を特定したことは妥当であると認められるところ、審査請求人は、各会議の会議記録を改めて特定し直すことを求めている。

そこで、当審査会事務局職員をして実施機関における関係文書の保管状況を確認させたところ、第1回会議及び第2回会議の各会議記録としては、本件対象会議記録の他に該当する行政文書（電磁的記録を含む。）の存在を確認できなかった。

したがって、実施機関は、本件対象会議記録の他に本件請求会議記録として特定すべき行政文書を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分において不開示とした部分のうち、条例第7条第6号該当に係るものについては、理由の提示に不備がある違法なものであり、当該部分を不開

示としたことは取り消すべきであり、また、本件開示請求に係る行政文書のうち、審査請求人が特定し直すことを求めている第1回会議及び第2回会議の各会議記録については、実施機関が特定し、その全部を開示した本件対象会議記録の他に該当する行政文書を保有しているとは認められないことから、本件請求会議記録として本件対象会議記録を特定したことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 付言

本件処分において不開示とされた部分のうち、条例第7条第6号に係るものについては、上記のとおり、理由の提示に不備があることから当該部分を不開示としたことは取り消すべきであるが、この取消し後、実施機関が理由を提示した上で本件処分において不開示とした部分と同一の部分を開示とし、これに対する審査請求に係る諮問に応じて当審査会が改めて調査審議することを想定したところ、不開示としたことが妥当であるとの判断に至らない可能性が認められた。

そこで、紛争の簡易迅速な解決という行政不服審査制度の趣旨を踏まえ、本件処分において条例第7条第6号に該当するとして不開示とされた部分の不開示情報該当性を検討したので、実施機関においては、取消裁決後、別途行う開示決定等に当たり、以下の内容に留意して適切に対応することが望まれる。

1 条例第7条第6号該当性

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

ア 条例第7条第6号は、不開示情報として、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを規定している。

イ この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等に関わる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがあることから、このような情報については、不開示とするというものである。

ウ そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等が意思決定に至るまでの過程においてなされる様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいうものである。

エ また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味するものであり、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断されるものである。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 大学名、(地域)医療関係者の団体名及び住民代表、患者代表の団体名

(ア) 実施機関は、これらを不開示とした理由について、別紙2のNo.2からNo.4までのとおり主張する。

(イ) しかし、本件において、個々の外部有識者等やその出身団体等に対して圧力を加え、意思決定が曲げられる具体的な危険性があるとは認められず、また、外部有識者等の選定に対して様々な意見が出されることは、通常、想定されるものである。したがって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ、及び特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。

イ 段取り・スケジュール

(ア) 実施機関は、これを不開示とした理由について、別紙2のNo.5からNo.7までのとおり主張する。

(イ) しかし、段取りやスケジュールに対して様々な意見が出されることは、通常、想定されるものであるから、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、不開示とされた部分には「(要調整)」や「(想定)」と付記されている以上確定情報と誤認されるおそれはないから、公にすることより不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、さらに、投機等を招く具体的な内容は記載されていないことから、公にすることにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

ウ 策定項目

(ア) 実施機関は、これを不開示とした理由について、別紙2のNo.8及び第4の3のとおりに主張する。

(イ) しかし、策定項目に対して様々な意見が出されることは、通常、想定されるものであるから、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、不開示とされた策定項目に特殊なものはな

く、一般的な事項にとどまるため、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれや、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

エ 優先検討項目・スケジュール

(ア) 実施機関は、これを不開示とした理由について、別紙2のNo.9及び第4の4のとおり主張する。

(イ) しかし、策定項目のうち、どの項目を優先して検討すべきかについて様々な意見が出されることは、通常、想定されるものであるから、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、表題に「(案)」と付記されている以上確定情報と誤認されるおそれはないから、公にすることにより不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、さらに、投機等を招く具体的な内容は記載されていないことから、公にすることにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

オ 小括

以上のことから、本件処分の一部取消後の開示決定等に当たって、条例第7条第6号に該当するとして本件処分で不開示とした部分について、実施機関が主張する別紙2の理由により同号に該当するとして不開示とすることは、妥当でない。

2 条例第7条第3号該当性

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

条例第7条第3号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとし、同号ただし書により、慣行として公にすることが予定されている情報等について、同号の不開示情報から除くこととしている。

(2) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、当審査会からの質問事項について説明した書面において、第2回共同経営・統合新病院整備調整会議の資料3の「(1)基本構想・計画策定に当たり総合的に意見をいただく外部有識者等」の「○大学関係者」の項目の2行目の左から2つ目の「大学」の右の括弧の中の記載が条例第7条第3号に該当するとして、本

件処分に係る不開示理由を追加している。

そこで、当審査会が同資料3を見分したところ、この記載に加え、同項目の2行目の左から1つ目の「大学」の右の括弧の中の記載（以下各記載を「本件外部有識者等に係る記載」という。）は、同号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、本件処分の一部取消後の開示決定等に当たっては、本件外部有識者等に係る記載については、第5の2(1)の趣旨に則し同号に該当する理由を提示した上で、不開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人は、意見書において、不開示理由の追加は認められるべきではない旨主張するが、不開示理由の追加は、開示決定等の内容自体の変更を伴うものではないことから、審査請求人の反論の機会が確保されれば、原則として必要に応じ行い得るものと解すべきである。本件において、審査請求人は反論の機会を与えられ、意見書を提出して現に反論をしているのであるから、不開示理由の追加は認められるべきではないとする審査請求人の主張は採用できない。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1

1 本件請求文書

「共同経営・統合新病院整備調整会議の会議資料及び会議記録（電磁的記録を含む）。ただし、資料は第1回～第3回の分。」

2 本件対象文書

- (1) 「第1回共同経営・統合新病院整備調整会議資料（次第、名簿、席図及び説明資料（共同経営・統合新病院整備調整会議設置要綱、資料1から資料4まで及び参考資料））」、「第2回共同経営・統合新病院整備調整会議資料（次第、名簿、席図及び説明資料（資料1から資料3まで及び別紙1））」及び「第3回共同経営・統合新病院整備調整会議資料（書面開催概要及び別紙1）」
- (2) 「第1回共同経営・統合新病院整備調整会議開催概要」及び「第2回共同経営・統合新病院整備調整会議開催概要」

別紙 2

No.	会議資料	不開示部分	不開示部分詳細	条例第7条第6号の該当部分	該当する理由
2	第1回 資料1 第2回 資料3	大学名	外部有識者等として参画いただく各区分（大学、医療関係者、住民・患者代表）の団体名	<p>意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの</p> <p>不当に県民等の間に混乱を生じるおそれがあるもの</p> <p>特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>当該大学は、調整会議において、共同経営・統合新病院の基本構想・計画（案）に係る事項等について意見聴取を行う予定としている外部有識者等である。</p> <p>当該大学については、諸事情を考慮して、県内外の大学から適切な相手方を調整会議の裁量により選定の上、相手方の承諾を前提に決定するものであり、諸事情による変更等も含めた最終的な調整会議での決定は意見聴取の実施の時点で行われるものであることから、本件処分時点においては未定である。</p> <p>こうした未確定の段階にある情報を開示して公にすることにより、意見聴取の実施までの間に、県民、議会、医療関係者等から当該大学の選定の是非等に係る様々な意見が出されることが想定され、予定していた大学の取消しや変更等の検討を要することとなるといった事態が生じるなど、実施機関の判断に影響を与えるおそれがあるものであることから、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するものである。</p> <p>当該大学は基本構想・計画（案）に係る事項等について意見を述べる立場であるが、当該大学名が公になった場合、当該大学に対し、部外者から意見内容に係る便宜要請等がなされることが想定され、結果として実施機関の基本構想・計画（案）の策定内容に影響を与えるおそれがあるものであることから、こうした面においても意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するものである。</p> <p>当該大学は、意見聴取を行う予定としている外部有識者等であるが、調整会議における各種検討事項は、前述のとおり、県民生活等に大きく影響する可能性が高い事項であり、その内容はもちろんのこと、調整会議に対し意見を述べる立場にある外部有識者等についても、その構成分野、員数及び当該団体名を含め、期待と関心が高い事項である。</p> <p>こうした中で、未確定の段階にある情報を開示して公にすることにより、県民及び県・市議会等に確定した情報であるとの誤解や、未確定な情報に基づく医療関係者等からの接触等を招く等のおそれがあり、また、その後、意見聴取の実施段階までに当該外部有識者等の構成等に様々な変更等がなされた場合に、開示された情報と実施段階の情報が異なることが原因となって更なる誤解や憶測を招くなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当するものである。</p> <p>共同経営・統合新病院整備事業は、病院及び関連施設の建設、情報システム及び医療機器等の直接的な整備事業だけでも類似施設の整備事業によると数百億円規模の事業であると見込まれるほか、患者、家族及び職員で1日数千人規模の人員の活動等に関連する院内外のサービス、薬局、賃貸住居、コンビニ及び飲食店等の周辺関連施設整備等に係る土地取引や施設整備等、多様な事業展開が想定されるものである。</p> <p>基本構想・計画（案）に関し、様々な意見を述べることができる外部有識者等の団体名等の情報が尚早な時期に公になることにより、当該外部有識者等が述べる意見内容について便宜を図ってほしいと考える者から、当該団体に対し便宜要請がなされる可能性があるなど、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるほか、当初外部有識者等とされた団体等が意見聴取時点までに外部有識者等から除外されることとなった場合、当該団体等に何らかの問題があるのではないかといった疑念を抱かれ、社会的地位の低下につながる憶測を招くなど、不当に不利益を及ぼすおそれがあるものに該当するものである。</p>

No.	会議資料	不開示部分	不開示部分詳細	条例第7条第6号の該当部分	該当する理由
3	第1回 資料1 第2回 資料3	(地域)医療関係者の団体名	外部有識者等として参画いただく各区分(大学、医療関係者、住民・患者代表)の団体名	意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの 不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの	No. 2と同様の理由による。
4	第2回 資料3	住民代表、患者代表の団体名	外部有識者等として参画いただく各区分(大学、医療関係者、住民・患者代表)の団体名	意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの 不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの	No. 2と同様の理由によることに加え、当該団体と同様に、共同経営・統合新病院の基本構想・計画(案)に意見を述べたいと考える同種の団体として、住民代表としては3か所の検討対象地が所在する町内会、患者代表としては他の疾病分野に係る患者団体等から、外部有識者等とされた団体等を選定したことの是非を問われることや自分達の団体等を外部有識者等に選定するよう強い要望等がされるおそれがあり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するものである。 No. 2と同様の理由による。
5	第1回 資料4	段取り・スケジュール(表中)	中間取りまとめ	意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの	共同経営・統合新病院整備に関しては、審査請求人に開示した共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の今後の方針(共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項3頁部分)として、県・市議会への報告等の所要の経路を経て、県・市議会での議論の上、令和5年度中を目途に、共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画を策定するところであり、当該資料には調整会議における検討スケジュールや議題等が記載されているものである。 当該不開示部分には、まだ明らかにしていない段取りと既に明らかにしているものを含めた各段取りのスケジュールが具体的に記載されているものであるが、当該段取り及び当該スケジュールは未だ検討過程にある未成熟な情報であり、経営形態、病床規模及び整備場所などといった県民生活等に大きく影響する可能性が高いものである。 このような情報が公にされることにより、 ・当該段取り及び当該スケジュールについて県民や医療関係者等から意見が出されることにより調整会議における議論に影響が生じるなど、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、 ・当該段取り及び当該スケジュールどおりに決定がされていくとの誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあり、 ・前述の土地取引や施設整備等の様々な事業展開において当該情報を得た者又は得ていない者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものである。
6		中間取りまとめ以降スケジュール	中間取りまとめ以降スケジュール	不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの	
7		関連予算の議決により承認	関連予算の議決により承認	特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの	

No.	会議資料	不開示部分	不開示部分詳細	条例第7条第6号の該当部分	該当する理由
8	第1回 参考資料 第2回 資料1 第2回 資料2	策定項目	コンサルの募集要項で明示している柱書き以外の部分	意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの 不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの 特定の者に不当に利益を与え又はおそれがあるもの	基本構想・計画の策定項目については、共同経営・統合新病院整備に係る検討項目等を調整会議の構成員にイメージさせ、調整会議における議論を円滑かつ効果的に進めるために、他県の類似例を基に提示したものである。 県と青森市との共同経営による統合新病院が、どの場所で、どのような姿で、どのような診療を行うのかなどについては、県民等の重大な関心事であり、県民生活等に大きく影響する可能性が高いものであり、基本構想・計画の策定項目は、これらを具体的に示していくことになるものである。 開示対象文書の策定項目は、極めて未成熟な情報であるが、公にされることにより、 ・県民や医療関係者等から当該策定項目に係る変更・追加等に係る意見等が出されることは容易に想定され、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当し、 ・当該策定項目に基づいて基本構想・計画が策定されていくことが決定しているとの誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当し、 ・当該段取り及び当該スケジュールが尚早な時期に公にされることにより、情報システムや医療機器の整備等に関連する事業展開において当該情報を得た者又は得ていない者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものに該当するものである。
9	第2回 資料2	優先検討項目・スケジュール	優先検討項目・スケジュール	意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの 不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの 特定の者に不当に利益を与え又はおそれがあるもの	基本構想・計画の策定項目については、基本的事項で示した経営形態、病床規模、整備場所、救急医療体制及び新興感染症対策等のほか様々な項目があり、また、一方の検討項目を優先して検討することで他方の検討項目の検討が進められるなど、相互に関連する項目も想定されているところである。 当該不開示部分には、優先して検討を行う具体的な項目及びその検討に係るスケジュールが記載されているものであるが、 ・各種検討項目のうち、どの検討項目を優先して、どのようなスケジュールで検討が進められるのかどうかは県民や医療関係者等の重大な関心事であり、当該事項を重要な事項と捉える者や項目間の検討の進め方に異論を持つ者等から意見が出されることが想定され、それにより議論に影響が生じるなど、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当し、 ・当該優先検討項目について当該スケジュールどおりに決定がされていくとの誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当し、 ・当該段取り及び当該スケジュールが尚早な時期に公にされることにより、当該優先検討項目に関連する事業展開において当該情報を得た者又は得ていない者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものに該当するものである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年3月31日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和5年4月20日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和5年5月10日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和5年5月26日 (第146回審査会)	・審査を行った。
令和5年6月23日 (第147回審査会)	・審査を行った。
令和5年7月12日	・実施機関において事務局職員による実地調査を行った。
令和5年7月28日 (第148回審査会)	・審査を行った。
令和5年8月9日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和5年8月25日 (第149回審査会)	・審査を行った。
令和5年8月28日	・実施機関からの書面を受理した。
令和5年9月7日	・審査請求人に対して書面の提出要求を行った。
令和5年9月14日	・審査請求人からの書面を受理した。
令和5年9月21日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和5年9月22日 (第150回審査会)	・審査を行った。
令和5年10月4日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和5年10月25日	・実施機関からの書面及び意見書を受理した。
令和5年10月27日 (第151回審査会)	・審査を行った。
令和5年11月20日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和5年11月24日 (第152回審査会)	・審査を行った。
令和5年12月22日 (第153回審査会)	・審査を行った。

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和6年1月5日現在）